

令和5年度 特許チャレンジコンテスト実施要領

1 目的

県内中小企業者等が出願した本県の産業振興に資する優秀な特許案件を顕彰することにより、知的財産権の活用を促進し、産業競争力の強化を図る。

2 対象

(1) 応募者の資格

ア 中小企業基本法第2条第1項の各号に該当する中小企業者のうち、県内に主たる事業所もしくは研究開発部門を有するもの

イ 県内の大学、高専、短大、専門学校、高校

(2) 顕彰の対象となる特許案件

・上記(1)の中小企業者または大学等が、令和5年1月1日から令和5年12月31日までに特許庁に出願を完了した国内の特許案件であること。

(大学や高専、公設試験研究機関等との共同出願案件も可。この場合、代表となる企業等が応募する。個人名での出願は不可とするが、(1)イによる応募の場合は認める。)

・上記(1)の中小企業者または大学等による応募は、1者1件までとする。

(応募内容については秘密厳守とするが、被顕彰特許案件となった場合、受賞企業等名、発明の名称及び概要等については公表する。)

3 応募期間

令和5年10月20日(金)から令和6年1月26日(金)まで(必着)

4 選考基準

ア 出願技術の新規性・独創性

イ 企業化への実現可能性

ウ 市場性

5 賞金及び被顕彰数

1件あたり賞金20万円、被顕彰数4件以内(うち1件以内は、本顕彰対象期間に初めて出願した中小企業等が対象)。賞金は、応募企業(学校)あてに支払う。

6 表彰式

令和6年3月に開催予定。

7 選考の手続

① 募集は一般公募の方法による。

② 応募案件については、チャレンジコンテスト選考審査会において調査及び審議を行う。

③ 選考審査会は被顕彰案件を選定し、知事に推薦する。

④ 知事は、選考審査会の推薦を受け、被顕彰案件を決定し、これを表彰する。

8 応募書類（8部提出）

- ① 応募用紙（別紙様式）
- ② 出願書類の写し（明細書、図面を含む。）
- ③ 出願番号受領書の写し
- ④ 明細書中で引用されている類似技術、先行技術等についての資料
- ⑤ 応募時直近の決算報告書
- ⑥ その他（参考資料、会社案内パンフレットがあれば添付すること）